

新潟県条例第48号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年新潟県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前												
<p>(災害応急作業手当)</p> <p><b>第5条</b> 災害応急作業手当は、地域振興局に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下この項において「応急作業等」という。）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ アからウまでに掲げる現場に相当する現場で人事委員会が認めるもの</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、<u>次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">作業の区分</th> <th style="text-align: center;">手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前項第1号に掲げる作業</td> <td style="text-align: right;">600円</td> </tr> <tr> <td>前項第2号及び第3号に掲げる作業</td> <td>巡回監視にあつては600円、 応急作業等にあつては850円</td> </tr> <tr> <td>前項第4号に掲げる作業</td> <td>850円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ同表の右欄に定める額（同一の日において同表の左欄に掲げる場合の2以上に該当するときは、その該当する場合に係る同表の右欄に定める額のうち最も高い額）とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>第1項第2号及び第3号に掲げる作業が日没時から日出時までの間において行われた場合</td> <td>前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額</td> </tr> <tr> <td>第1項第2号及び第3号に掲げる作業が人事委員会規則で定める著しく危険であ</td> <td>前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算</td> </tr> </tbody> </table>	作業の区分	手当の額	前項第1号に掲げる作業	600円	前項第2号及び第3号に掲げる作業	巡回監視にあつては600円、 応急作業等にあつては850円	前項第4号に掲げる作業	850円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額	第1項第2号及び第3号に掲げる作業が日没時から日出時までの間において行われた場合	前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額	第1項第2号及び第3号に掲げる作業が人事委員会規則で定める著しく危険であ	前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算	<p>(災害応急作業手当)</p> <p><b>第5条</b> 災害応急作業手当は、地域振興局に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下この項において「応急作業等」という。）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき<u>600円</u>とする。</p>
作業の区分	手当の額												
前項第1号に掲げる作業	600円												
前項第2号及び第3号に掲げる作業	巡回監視にあつては600円、 応急作業等にあつては850円												
前項第4号に掲げる作業	850円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額												
第1項第2号及び第3号に掲げる作業が日没時から日出時までの間において行われた場合	前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額												
第1項第2号及び第3号に掲げる作業が人事委員会規則で定める著しく危険であ	前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算												

る区域で行われた場合

した額

(教員特殊業務手当)

**第32条** 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教頭（職務の級が2級である者に限る。）、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度に及ぶときに支給する。

- (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの
  - ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ・ウ (略)

- (2)～(5) (略)

2 (略)

(遭難救助等作業手当)

**第40条** 遭難救助等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 警察職員その他の人事委員会規則で定める職員が、遭難時又は災害時において著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者又は被災者の捜索又は救助の作業（次号に規定する作業を除く。）に従事したとき。
- (2) 警察職員その他の人事委員会規則で定める職員が、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識の作業その他人事委員会規則で定める作業に従事したとき。
- (3) 警察職員が、異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次のとおりとする。

作業の区分	手当の額
(略)	
前項第2号に掲げる作業	840円(大規模な災害として人事委員会規則で定めるものに係る作業に従事した場合)

(教員特殊業務手当)

**第32条** 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園に勤務する教頭（職務の級が2級である者に限る。）、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度に及ぶときに支給する。

- (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの
  - ア 非常災害時における児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ・ウ (略)

- (2)～(5) (略)

2 (略)

(遭難救助等作業手当)

**第40条** 遭難救助等作業手当は、警察職員その他の人事委員会規則で定める職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。

- (1) 遭難時又は災害時において著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者又は被災者の捜索又は救助の作業（次号に掲げる作業を除く。）
- (2) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識の作業又はこれらに相当する作業で、心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定めるもの

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次のとおりとする。

作業の区分	手当の額
(略)	
前項第2号に掲げる作業	840円(当該作業が人事委員会規則で定める著しく危険である作業に該当する場合)

	合にあつては、 <u>1,080円</u> )
前項第3号に掲げる作業	710円(大規模な災害として人事委員会規則で定めるものに係る作業に従事した場合にあつては、 <u>1,080円</u> )

	又は当該作業が人事委員会規則で定める著しく危険である区域で行われた場合にあつては、 <u>1,680円</u> )
--	---

3 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ同表の右欄に定める額(同一の日において同表の左欄に掲げる場合の2以上に該当するときは、その該当する場合に係る同表の右欄に定める額のうち最も高い額)とする。

第1項第2号に掲げる作業が人事委員会規則で定める著しく危険である作業に該当する場合又は人事委員会規則で定める著しく危険である区域で行われた場合	前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額
第1項第2号に掲げる作業が日没時から日出時までの間において行われた場合	前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額
第1項第3号に掲げる作業が深夜において行われた場合	前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

附 則

1～3 (略)

4 第5条第1項に規定する職員が東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)に対処するため同項各号に掲げる作業に引き続き5日以上従事した場合の災害応急作業手当の額は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による手当の額にその100分の100に相当する額を加算した額とする。

5 第40条第1項第2号又は第3号に規定する職員が東日本大震災に対処するためこれらの規定に規定する作業に引き続き5日以上従事した場合の遭難救助等作業手当の額は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による手当の額にその100分の100に相当する額を加算した額とする。

6 (略)

附 則

(施行期日等)

附 則

1～3 (略)

4 第5条第1項に規定する職員が東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)に対処するため同項各号に掲げる作業に引き続き5日以上従事した場合の災害応急作業手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項に定める手当の額に600円を加算した額とする。

5 第40条第1項に規定する職員が東日本大震災に対処するため同項第2号に掲げる作業に引き続き5日以上従事した場合の遭難救助等作業手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項に定める手当の額に840円を加算した額とする。

6 (略)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第32条第1項の改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条、第40条、附則第4項及び附則第5項の規定は、令和6年1月1日から適用する。  
（特殊勤務手当の内払）
- 3 改正後の条例第5条、第40条、附則第4項又は附則第5項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第5条、第40条、附則第4項又は附則第5項の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例第5条、第40条、附則第4項又は附則第5項の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。